官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官二人を置く。

2　（略）

（消費・安全部の所掌事務）

第百六十二条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二　食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。以下「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関することを除く。第百七十六条第一号、第二百九十一条第二号及び第三百七条第一号において同じ。）。

三　指定農林物資に係る表示に関すること（登録認証機関等に関することを除く。）。

四～十二　（略）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

十六　日本農林規格に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

十七～二十九　（略）

官二人を、神戸植物防疫所大阪支所に統括植物検疫官二人を、神戸植物防疫所関西空港支所に統括植物検疫官三人を、門司植物防疫所福岡支所に統括植物検疫官二人を置く。

2　（略）

（消費・安全部の所掌事務）

第百六十二条　消費・安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　日本農林規格に関すること（日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関することを除く。第百七十六条第一号、第二百九十一条第二号及び第三百七条第一号において同じ。）。

三　食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。以下「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること（これらの基準の策定に関することを除く。第百七十六条第二号、第二百九十一条第三号及び第三百七条第二号において同じ。）。

（新設）

四～十二　（略）

（経営・事業支援部の所掌事務）

第百六十四条　経営・事業支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

（新設）

十五　日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関すること。

十六～二十八　（略）

（表示・規格課の所掌事務）

第百七十六条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（削る）

一　（略）

二　指定農林物資に係る表示に関すること（登録認証機関等に関することを除く。）。

三　（略）

（食品企業課の所掌事務）

第百九十二条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　農林水産省の所掌に係る事業における標準化に関する事務の総括に関すること。

九　日本農林規格に関すること（消費・安全部の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

（表示・規格課の所掌事務）

第百七十六条　表示・規格課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本農林規格に関すること。

二　（略）

（新設）

三　（略）

（食品企業課の所掌事務）

第百九十二条　食品企業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

（新設）

八　日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務に関すること。

第二百五十七条の二　国営の大和紀伊平野農業水利事業に関する事務を分掌させるため、近畿農政局に、大和紀伊平野農業水利事務所を置く。

2　大和紀伊平野農業水利事務所に、次の四課並びに用地調整官一人及び技術専門官二人を置く。

庶務課

用地課

調査設計課

工事課

3　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、用地課は大和平野における大和紀伊平野農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、調査設計課は工事の実施に関する調査、計画及び調整に関する事務並びに工事の設計基